

# 立川市議会政治倫理審査会市民公募委員欠員補充委員選考内規

平成 17 年 3 月 1 日適用

(目的)

**第 1 条** この内規は、立川市議会政治倫理審査会委員のうち公募により選ばれた委員に欠員が生じた場合の補充に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(任期)

**第 2 条** 補充委員の任期は、前任者の残任期間とするが、再任することを妨げない。ただし、前任者と通算して 3 任期を限度とする。

(補充方法)

**第 3 条** 委員を補充する場合は、市民公募した委員の任期中であれば、原則としてその選考時の登録名簿の次点者以下から補充する。ただし、補充できない場合は、市民公募を実施する。

## 附 則

この内規は、平成 17 年 3 月 1 日から適用する。